

事務連絡
平成30年1月23日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
〔公印省略〕

平成30年大雪等に係る除排雪への協力について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、今冬期は、豪雪地帯ではない地域を含め局地的に大規模な降雪に見舞われていることから、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止等について適切に対応するよう、各地方整備局及び各都道府県等に対し要請等がなされております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

担当) 事業部 山川
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
平成30年1月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る除排雪への協力について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、道路、ライフライン等の除排雪への協力に感謝申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるとときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

国土交通省では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止命令について、国土交通省の直轄工事については別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては別添2のとおり適切な取扱いをお願いするとともに、地域維持型契約方式の活用についても再度周知を図ったところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。

事務連絡
平成30年1月22日

各地方整備局

企画部長 殿

港湾空港部長 殿

北海道開発局

事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課

建設システム管理企画室長

港湾局 技術企画課

港湾保全政策室長

平成30年大雪等に係る除排雪対策に関する直轄工事受注者への協力について

平成30年大雪等の状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり対応願います。

なお、本通知の内容について、各都道府県の建設業関係団体に対して周知徹底願います。

記

国土交通省直轄工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事実施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等にも十分考慮したうえで、可能な限り対応する。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応する。

各地方整備局等管内都道府県等に対しても、参考に周知する。

別添2

事務連絡
平成30年1月22日

各都道府県主管部局長 殿
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、除排雪の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪に協力しやすいよう発注者としても配慮が必要です。

国土交通省においては、別添1のとおり、工事の一時中止などに柔軟に対応することとしておりますので、貴都道府県（貴市）においても上記取扱いを参考に適切に対応していただくようお願いします。各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知をお願いします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け国土入企第14号）により既に通知したとおり、除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合における地域維持型契約方式の適切な活用を図られますよう併せてお願いします。

なお、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに連絡しておりますので、併せてお知らせ致します。

参考

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請)

～ 入札契約適正化法に基づき公共工事の発注者が講すべき措置について要請 ～

総務大臣・国土交通大臣から
知事、政令市市長及び議長
あてに通知 (H26. 10. 22)

<H26. 6. 4公布>

<H26. 9. 30閣議決定>

<H26. 10. 22要請通知>

扱い手3法の改正(全会一致)

- ・公共工事情報法
- ・入札契約適正化法
- ・建設業法

- ・基本方針の改正
- ・適正化指針の改正

公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、
・適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
・発注の見通しに関する事項を公表する義務
等がある。

今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者は
I、II
III
に掲げる措置を講ずることが必要。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○適正な予定価格の設定

- ・市場における最新の実勢価格を反映して適正に積算
(扱い手確保のための適正利潤の確保)
- ・特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は
厳に行わない(品確法違反であり、今後、実態を調査)
- ・これらを踏まえ、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに実施

○ダンピング対策の強化

- ・入札金額の内訳(新たに発注者への提出を義務付け)を適切に確認
- ・低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底
- ・いずれの制度も未導入の場合は、早急に導入に向けて検討
(今後、必要に応じ要請)

○適切な契約変更の実施等

- ・実際の工事現場の状態を踏まえ、必要に応じ、適切に設計図書を変更
- ・工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変更契約を適切に締結

○社会保険等未加入業者の排除

- ・定期の競争参加資格審査等を通じた公共工事の元請からの排除
- ・元請による未加入業者との下請契約締結の禁止、未加入業者を確認した際の
許可行政庁への通報等により、下請も含めて排除

○施工体制の把握の徹底

- ・施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を
把握し、必要に応じて元請に指導等

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用

- ・段階的選抜方式の活用

○低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

- ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、
契約締結後に公表

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

- ・入札に関する情報管理の徹底、公正な競争の促進
- ・予定価格の作成時期を入札書提出後とすること等

○不良・不適格業者の排除

- ・暴力団排除条項の整備・活用

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関による支援の活用
- ・市町村の入札契約改善への都道府県の積極的支援 等

III. 情報の公表を

行わなければならない事項

○発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

○公共工事の円滑な施工確保

○発注者の責務(I以外)

- ・見積の微収及び当該見積を活用した積算
- ・計画的な発注及び適切な工期の設定